

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 2 8 日

各 都道府県 地域生活支援事業担当課（室）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

地域生活支援事業にかかる「障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分））の取扱について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、当省障害福祉課より、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」の事務マニュアル等につきまして提供させていただいたところですが、今般、地域生活支援事業を行う事業所等に勤務し、利用者と接する職員に係る取扱につきまして、別紙のとおり整理いたしましたので、都道府県におかれましては、ご了知いただくとともに、管内市町村（指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知をお願いします。

また、市町村におかれましては、実施主体が都道府県であります。対象事業に市町村事業も含まれることから、都道府県との必要な連携（周知や情報提供など）を行っていただき、迅速な支給事務にご協力いただきますよう、お願いします。

照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
TEL:03-5253-1111（内線 3075, 3077）

I. 地域生活支援事業にかかる慰労金の支給について（概要）

■ 地域生活支援事業のうち、対象となるのは以下の事業です。

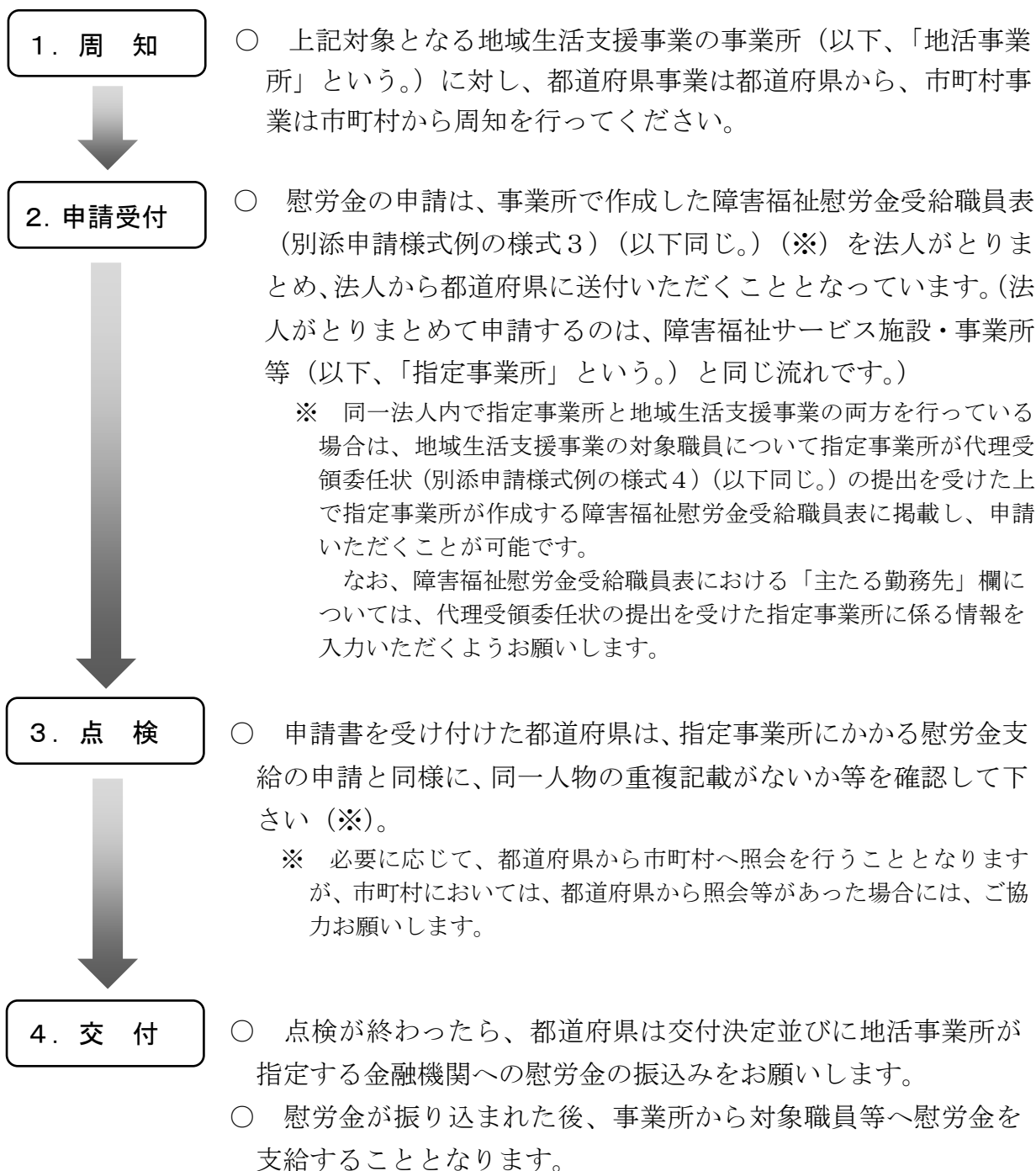
（都道府県事業）

盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

（市町村事業）

地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、
移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援

■ 周知・申請受付・点検・交付等の流れ



Ⅱ. 都道府県において実施いただくこと

1. 事業所への周知等

- ① 地域生活支援事業の都道府県事業について、管内の対象となる地活事業所に対し、本事業（慰労金の支給）の周知並びに交付申請書提出の依頼をお願いします。

【特に周知いただきたい事項】 ※下記の他、指定事業所と同様に慰労金全般についても周知下さい。

- 対象となる事業は、盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の事業所であり、当該地域における緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していたものであること。

（補足）なお、事業継続が予定されていたため特段、自治体から要請を出していなかった場合も、業務継続の実態を踏まえ、判断いただいて差し支えありません。

- そのうち、対象となる者は、対象期間（※）に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員であること。

※ 当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日または受入日（★）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4月16日）から6月30日までの間

★ チャーター便およびクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

- 事業所の管理者は、対象者の勤務実態等を確認の上、支給要件に該当する慰労金の対象者と金額を確認すること。

- 事業所における申請に当たっては、都道府県が定める所定の様式に従い、申請書を作成すること。この際、必ず対象者本人から代理受領委任状を受け取ること。（委任状は事業所で保管）

（補足）同一法人内で指定事業所と地域生活支援事業の両方を行っている場合は、地域生活支援事業の対象職員について指定事業所が代理受領委任状の提出を受けた上で指定事業所が作成する障害福祉慰労金受給職員表に掲載し、申請いただくことが可能です。なお、障害福祉慰労金受給職員表における「主たる勤務先」欄については、代理受領委任状の提出を受けた指定事業所に係る情報を入力いただくようお願いします。可能な限り、指定事業所の障害福祉慰労金受給職員表に地域生活支援事業の該当する対象者も含めていただき、効率的かつ迅速な支払いを促していただくようご協力をお願いします。

- 事業所の申請書類を法人本部へ提出すること。
- 法人本部において、同一の都道府県に所在する事業所分の申請書を取りまとめ、申請書類を都道府県に郵送、メール又はオンライン等都道府県で指定した方法で提出すること。
- ② 都道府県から各事業所へ交付金が振り込まれたら、対象職員に慰労金を支給すること。なお、都道府県からの通知を受領後、事業所の判断で入金を待たずに対象者に給付することも可能。
(補足) 慰労金は非課税として扱われますので、源泉徴収しないようご注意ください。

2. 慰労金申請の受付、点検、慰労金の交付

- ① 各都道府県において、各法人等から提出された対象者の一覧表を集約し、重複申請者がいないことを確認したら、交付額を決定し、法人宛て通知してください。
また、点検に当たっては、対象期間中に休業していた事業所リストの確認が必要な場合や照会事項があれば、必要に応じて市町村と連携して対応してください。
- ② 都道府県において、指定された金融機関に慰労金を振り込んでください。

3. その他（留意事項）

- ① 法人等が都道府県に申請する際の様式例を別添のとおりお示ししますので、参考にしていただくとともに、都道府県ホームページに掲載するなど、施設等に周知いただきますようお願いいたします。
- ② 適当な勘定項目がないなど予算措置等の関係から代理受領が行えない国立・公立の事業所については、職員への直接交付となります。都道府県が定める所定の様式により申請書を作成の上、勤務先である事業所を経由して都道府県へ申請いただくこととなります。(事業所におかれては、対象者の勤務実態等が支給要件に該当するか等をしっかりご確認いただき、職員の申請書を取りまとめ、都道府県へ代理申請をお願いします。)
- ③ 既に退職されている方についても、原則として所属していた事業所での申請となります。

Ⅲ. 市町村において実施いただくこと

1. 事業所への周知等

- ① 地域生活支援事業の市町村事業について、管内の対象となる地活事業所に対し、本事業（慰労金の支給）の周知並びに交付申請書提出の依頼をお願いします。

【特に周知いただきたい事項】 ※下記の他、指定事業所と同様に慰労金全般についても周知下さい。

- 対象となる事業は、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援の事業所であり、当該地域における緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していたものであること。

（補足）なお、事業継続が予定されていたため特段、自治体から要請を出していなかった場合も、業務継続の実態を踏まえ判断いただいて差し支えありません。

- そのうち、対象となる者は、対象期間（※）に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員であること。

※ 当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日または受入日（★）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4月16日）から6月30日までの間

★ チャーター便およびクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

- 事業所の管理者は、対象者の勤務実態等を確認の上、支給要件に該当する慰労金の対象者と金額を確認すること。

- 事業所における申請に当たっては、所定の様式に従い、申請書を作成すること。この際、必ず対象者本人から代理受領委任状を受け取ること。（委任状は事業所で保管）

（補足）同一法人内で指定事業所と地域生活支援事業の両方を行っている場合は、地域生活支援事業の対象職員について指定事業所が代理受領委任状の提出を受けた上で指定事業所が作成する障害福祉慰労金受給職員表に掲載し、申請いただくことが可能です。なお、障害福祉慰労金受給職員表における「主たる勤務先」欄については、代理受領委任状の提出を受けた指定事業所に係る情報を入力いただくようお願いします。可能な限り、指定事業所の障害福祉慰労金受給職員に地域生活支援事業の該当する対象者も含めていただき、効率的かつ迅速な支払いを促していただくようご協力をお願いします。

- 事業所の申請書類を法人本部へ提出すること。
- 法人本部において、同一の都道府県に所在する事業所分の申請書を取りまとめ、申請書類を都道府県に郵送、メール又はオンライン等都道府県で指定した方法で提出すること。

- ② 都道府県から各事業所へ交付金が振り込まれたら、対象職員に慰労金を支給すること。なお、都道府県からの通知を受領後、事業所の判断で入金を待たずに対象者に給付することも可能。

(補足) 慰労金は非課税として扱われますので、源泉徴収しないようご注意ください。

2. 都道府県における慰労金交付事務への協力

- 地域生活支援事業に係る慰労金の申請の受付・点検・交付等の事務は、市町村事業も含め都道府県で行います。そのため、都道府県から市町村に対し、個別の照会や事業所リストの提供など点検に必要な協力の依頼が想定されますので、その際にはご対応いただけますようお願いいたします。

3. その他（留意事項）

- ① 適当な勘定項目がないなど予算措置等の関係から代理受領が行えない国立・公立の事業所については、職員への直接交付となります。都道府県が定める所定の様式により申請書を作成の上、勤務先である事業所を経由して都道府県へ申請いただくこととなります。(事業所におかれては、対象者の勤務実態等が支給要件に該当するか等をしっかりご確認いただき、職員の申請書を取りまとめ、都道府県へ代理申請をお願いします。)
- ② 既に退職されている方についても、原則として所属していた事業所での申請となります。